

唯一、夏の
クでの日本人
明るい話題ではなかつたでしようか。
この新しい年も前半にかけましては、昨年の影響が多く残り、予断を許さぬ展開になるのかなと考えております。ついやはや大変な時に新年挨拶を寄稿することになつたなど感じております。

し多すなし不こ世界大のたたいの
たく。景た況し界でき突。びた値
発ま氣こま、的はな然に私下
生たのとでそな米シのま、たが
し凶急かもの株国ヨ辞た節ちり
社悪落な呼影価のツ任後約に

上尾支部会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。思えば昨年は政治経済や社会全般において激動の一年ではなかつたでしょうか。前半は原油価格の高騰によるガソリンの異常高、また穀物相場も上昇し食料品価格も、じわじわと値上がりしました。これまでの過去10年間はデフレ経済により物価

変革の時代に、支部は 組織力・知識力・行動力の 一層の向上を！

経済により物価は慣れてしまつて、買物をするは、指向を考えまし
た。半は、総理大距ににより政界にはクを与え、金融バブルが崩壊し
の暴落を引き起きた。は実態経済の世界的経験は、いかかつておるま
での震憾刑法犯罪もせませ

さして頂康に健びます。今年も展開拓の改革をよしとし、力の変革に取り組んでいます。従来の部局を統合して、各事業部の役員たちは、より一層の連携を図り、組織の活性化を目指す所存です。

新年挨拶

運営されてますことになります。さ
次第でございます。さ
行政書士も、その取り
は大きな変化の時期に
ているとも考えます。
の一般民法法人の設立
成年後見制度など、新
分野も多くなることで
といったしましても、こ
時代に埼玉会の大支部
組織力、知識力、行動
一層向上し支部会員の
とつて役に立つ活動を
開してまいりたいと思
いです。なんには大変な御協力によ
はともかく、上尾支部の
して現在のところ順調に
しております。毎年の総
配りしておりますので、
ては事業計画の部分をお

いえます。昨年12月末には90名を超えていた。ところで、支部は、会員各位と本会を繋ぐパイプ役の機能と「事業と暮らし」の「街の法律家」として活躍する行政書士2市1町の業務を地元住民に紹介します。この地域住民に役割も努めていきます。

お年ごとに桶上い新及支長1実新施年の挨拶回りを

埼玉県行政書士会上尾支部機関紙

平成21年1月20日
発行：埼玉県行政書士会
上尾支部
支部長 内田淳一
編集：上尾支部広報部
上尾市泉台1丁目21番
14号
電話：048-776-3367
FAX：048-776-3764

特集
「私の業務」
3・4・5面

広報活動に
ご協力を！

本会の動向

(主に成年後見について)

副支部長 荒岡克巳

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願ひいたします。

平成21年の幕開けと同時に、

年度も残すところ3ヶ月となりました。ここまで本

会の進捗状況の一部を取り上げて報告します。

例年通り、各研修担当部では業務研修会を開催しておりますが、前号でも触れました通り今年度は、ADR(裁判外紛争処理)の認証申請と成年後見制度への取組み方についてが、大きな目玉です。ADRについては、認証申請に向けて一步準備を進めておるとの報告が役員会でありました。(詳細については、直接その担当ではありませんので、ここではこの程度で留めたいと思います。)

もう一つの成年後見制度組織検討委員会において毎

月検討会議を行っています。

会議当初から、23支部の支

部長宛に制度に対する取組みについてのアンケート調査を行いました。

次に、積極的意見の立場か

ら既に活動を始めている複数の団体・個人の4者から、活動状況等を伺い(老後安

心センターからは、先月來

てもらいました。)さらに、

公平的見地から今月には消

極的意見の支部から4団体

招いて事情を伺います。

来月末頃までには、委員会として意見集約を行い、年

度末前の理事会に最終答申

を出す予定です。

中央の日行連の担当部と

しては、間接的関与が望ま

しいとの立場から3年～5

年かけて一般社団法人の設立を目指して賛同する方々

の意見を次年度以降に聴取

するとの事です。

本会としても、数年来社会貢献事業の一環として成年後見制度への関わりを施策として掲げてきましたが、

今後はさらに明確な方向へ向けて舵を切り始めたといったところでしょうか。今後も予断を許しませんが、堅実な針

路に向かうよう尽力して行きたいと思います。

十名が専門分野に登録

引き続き専門分野登録を募集中

支部通信7号で電話相談員(事務所駐在)を募集した

ところ応募がありました。

で10月より協力をお願いし

ております。その後の新入

会員も居ますので引き続き

協力くださる会員を募集い

たします。電話、FAXで事務

所にご連絡ください。

同時に電話相談員が得意で

ない分野の相談があつた場

合の協力者として専門分野

登録をお願いしたところ10

名の登録者が居ました。

登録済みの得意分野は以下

のとおりです。(重複して

いる部門はひとつにまとめてあります)

FAXの番号は「048・

776・3764」です。

電話の番号は従前どおり

しましたように、支部事務

所には電話とFAXそれぞれ専用電話があります。

境界・相隣関係、建築耐震

診断、技術建設コンサルタ

ント。交通事故相談、相

続関係。廃棄物処理(収集、

中間処理)、建設業許可。

この登録も引き続き募集しますので、協力くださる方は支部事務所にご連絡ください。
宗教法人設立
相続遺言、会社設立、著作権、成年後見離婚。生前対策、事業承継、医療法人・

可続現作こ士業多岐に渡る分野は、幅広く他士業との連携は、幅広く現時点では営業の中心になつてこなかつたため、力不足で遺るのはもから業務の依頼せずが来る他業者との連携は、幅広く現時点では営業の中心になつてこなかつたため、力不足です言業重要です。この離3婚本柱は許認相

人脉づくり

高橋
博

今回6人の会員に特集「私の業務」に投稿をお願いしました。
行政書士の業務受注、専門分野、業務に当たつての信条等々会員のご参考になることを期待します。

特集

私の業務

ジ支部のことは、ホームペー
ジも是非活用ください。

項も書いてあるからよく読んで下さい」と言つたことによるの免責の程度も問題となるでしょ。これは、業務受任に際しては権利義務の範囲を予め明確に定め、また、業務が順調に進行しなかつた場合の免責を備えるべきだつたと反省し、以後の教訓としているそうです。

以上の会員が全体で65%いるにも拘らず、年間売上高が500万円以上は20%に對する個々の価値観や事情の違いではあるにせよ、遺憾な数字であることに相違ない。他士業と比較して行政書士に對する認知度、知名度の低さの一因になつてゐると常々感じている。

私は30年間、自動車の販売会社に勤務した。30才まで勤務していた本田技研を辞めての転職だつた。どうせなら販売の最前線がやりがいもあり、面白いだらうと決断した。社員は3名の会社なのですぐに店を任せられた。当初は一人で店の責任者、営業、事務となる。なんでも夢中でやつた。自動車販売業という難しい経営業と、競争の厳しさのため同業社がほとんど消滅していくなかで、会社は社員50名程に成長しプロペーの販社として生き残つてゐる。自身は退職時に集計した

営業成績の三要素

大森眞市

営業成績のアツプについて
昨年11月に日行連から行政書士実態調査の結果が送付された。内容によると業務歴5年会員が全員で65%

ぐに商売になるだろうと、何も活動しないで待つていいたが一人のお客もなく、毎日畑を耕していくという話を聞いたことがある。まさに知識、経験、技術だけあつてもやる気と行動がなければ答えはゼロなのである。逆に知識等が足りなくても、の悪化で市場環境も厳しく、営業成績アップの数式の中身を相当にレベルアップしなければならないと新年よろこびに肝に銘じている。しかし。これは楽しみなことでもあります。

行政書士とは..

時には、原点に戻り行政書士の業務を確認することも重要です。

- 他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

(行政書士法第1条の2)

- 他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とする。

(行政書士法第1条の3)

- 官公署に提出する書類を提出する手続きについて代理すること。
- 契約その他に関する

2. 外約との間に關する書類を代理人として作成すること。
3. 書類の作成について相談に応ずること

営業成果 = やる気（熱意）×行動量（活動）×知識（経験）

やる気と行動があればそれなりの成果は得られるということである。身近なところにもクリングオフ代行依頼相談時間、365日受付から名札をぶら下げて自分のチラシを外国人に手渡していく方がいい。又一度名刺を交換しただけなのにすぐに自分のPRはがきを郵送してくれる方もいる。営業成績を上げるために何を行動すればよいかを考えることも重要である。例えば相続業務であれば相談会の開催、寺、葬儀社、特定郵便局、農協等への訪問、D等も一例であろう。試行錯誤しながらとにかく熱意をもつて行動してみるとよつて、それまで見えなかつた次の何かが見えてくるものである。

私自身も昨年少しの差で未達であつた3年半前の開業時からの売上目標金額に向かつて、今年がラストチャンスと思つて挑戦するつもりである。許認可がメイン

失敗と今後

斎藤龍造

うしたら良いのがが課題となる。元々知識として脳にインプットしておくるのが大事だが、多種多様な情報をすべて憶えておくのは不可能に近い。もし知らないことを相談されたときは、とにかく調べるしかない。条文はもちろんのこと、今はインターネット等便利なものがあるため、これも利用しない手はない。そして詳しい先輩方に伺うのも大事な方法である。やはり長年の経験を積んでいる方々の知識といふのは大事である。そのため行政書士等の交流の場は大切である。

同士業の方々はもちろんのこと、他士業の方々との繫がりがあると、行政書士の業務範囲を超えるようなところに、知り合いの他士業方がいることによつて、依頼者にも安心感を与えることができる。一見なんてことないことが多いが、依頼者にとつては安心ができ、新たに受任者を探すような余計な手間も回避できる。やはりこのような安心感がなければ、サービスというものは成り立たない。

それと、いくら法としての知識を持つつても、法の使い方が上手く行かなければ意味がない。それにその後の予想も大事である。つまり『使い方と結果予測』がである。知識を上手く実務に対応できなければ上手く行かないし、結果予測を誤れば、準備不足となり失敗に繋がる。結果、依頼者の期待に応えられなくなってしまう。

こういう事態を避けるため、交流は大事である。

私自身は、ご本人が認知症であつても或る程度の能力が残っているのならば、先ず「(即効型の)任意後見」から始めるべきとの確信があり、それを実行しています。

私は、平成13年12月から全国の有志を募ったNPO法人活動で遺言・相続・成年後見の制度を行政書士や世間に広める活動を行つてきました。(都合により2年前に全て解散しております。)

上尾支部の皆様よりは少し先に活動を始めたこともあり、品川区のキユリアンで開催した記念講演会には、当上尾支部からも3名のご参加を頂きました。

その最初の頃から私が繰り返していた提言に、他人に対する成年後見

上尾支部員の皆様、新年おめでとうございます。私が当支部員となりましてから、1年8ヶ月が経過しました。

任意後見の觀

任意後見の勧め

鈴木智士

しかし、私の提言に理解を示して頂けた方々は、ご自身が認知症の親族の介護を経験されており、同様の苦労をされていたのです。世話ををする方とされる方の相互が生活を共にする家族であるからこそ乗り越えられた色々な誤解が、他人である職業後見人に対しては、本人の認知障害が原因で生じる疑念を掛けられてしまつた場合には、実際に困つた事態を引き起こします。斑呆け（まだらぼけ）が始まつた方は、少し前のこ

が確かに社会貢献かも知れないが不慣れが原因で問題が発生していることに気が付かず、自分が潰れてしまつてはいけない。出来ることならばご本人や親族とも馴染む時間的余裕がある任意後見から始めるべきだ。情熱だけで突っ走ってしまうと痛い目に遭う。」というものがあります。

記念講演会の前日には、文京区のシビックセンターで神奈川会の友人に依頼をして「任意後見の実務」の勉強会も行いました。

私は主催者として、非難を受けることを恐れずに「任意後見から始めるべき」と言ったことで、後日に女性の行政書士や噂を漏れ聞いた他士業の方から「自分達の利益しか考えていない」として随分と批判を受けま

構図ですから、やつていていたことは、『痴漢冤罪と同じことの証明は「悪魔の証明』となります。職業後見人が資格者であることは、何の根拠や証明にもなりません。正義感や義務感を持つて一人で真剣に取り組めば取り組むほど陥る危険性があるのです。

成年後見を必要とする人の中には、近隣者や親権者から財産を収奪されるとか、悪質な遺言公正証書を結ばれて取り消せなくなつているなど、深刻なケースがあります。

そうなると、すべきとの手順の判断や刑事告訴などの知識を持つていないと、身動きが出来なくなる怖れがあるのです。いわば専門家としての総合力を試される訳です。

とをすぐに忘れてしまいます。自分が大切にしていたお金、財布や身近な物が無くなつたと思い込んだ際に、自分の記憶が欠落しているものだから、往々にして「誰かがやつた」と他人の仕業にするものです。

こうした疑いを掛けられた場合に、一度は説明して疑念を晴らした積もりでも、小さな疑念が積もり積もつて、後で爆発する実に困った事態を引き起こします。職業後見人が、自分が盗んでいないことの証明をしなくてはならなくなる場合もあるのです。

銀職子して地域

風間昭彦

終わつてみると10年以上の企業団体等で仕事をしていったことになります。一方、若いときから早めに企業を卒業し個人事業を開始しようとも考えていました。ところが、退任の頃、自分では「企業人間、埼玉都民」であつて、家庭や地域のことを放つていたことに気づき、地域との関係を持ちたないと考えその実行にかかりました。

定型業務として、毎月收回計算をして金融機関を廻り、施設を訪問してご本人と面会したりするだけの業務では無いということを悟る必要もある訳です。しかし、確実に業務を害行出来るのであれば、毎月の報酬が頂けた上で、誰かよりも支援の手が差し伸べられなかつた認知症のご本人や家族の方々が救われるのですから、この業務は実際にやりがいがあるのです。皆様も吳々も注意をして業務に取り組んで頂ければ幸いです。

今のところ名刺の効果はありません。しかし、以前いた企業から、昔の仕事関係先から、あるいは聞いた市への紹介で(?)、生涯教育機関と資格受験校の受講生や生徒だつた方々から、並びに開業を中心とした人々をはじめ、兄弟から有難いことまでございました。

現在は、埼玉武道館と上尾市民体育館で週2～3日程度の練習をしています。練習の成果で体力は60歳時と比較するとかなり向上しました。

2008年から練習の成果を確かめるべく高段者大会（五段の部）に参加しておられます。ですが、3勝2引分けとまずまずの成績です。44年ぶりの試合としては上々の結果かも知れません。

その後、埼玉武道館の師範に薦められ大会に参加することになり10月17、18日に秋田市で開催された第5回日本マスター・ズ国際柔道大会に出場しました。

65歳～69歳の部の73kg以下のクラスにエントリーしましたが、若干の減量が必要だったことで減量失敗に備えて体重無差別のクラスにもエントリーしました。初日は73kg以下（65～69才）のクラス。

マスターズ
銀メダル 2個

特別寄稿



鈴木紘治

試合開始後何度も寝技の引き込みにきましたが上から圧力をかけ体力を消耗させるようにし後半引き込みにきたところを上四方に押さえ込んで1本勝ち。決勝戦は過去4連覇の内藤七段。栃木県の道場主で有名な柔道家です。世界マスターでも全試合1本勝ちで連覇している強豪です。試合では組み手争いですぐに強敵と言うことがわかりました。もみ合いの中で袖釣り込みを掛けたところ相手が浮きかかりバタバタする感じがしましたが決まりました。その後有効をとられ判定で敗退し準優勝となりました。

1回戦は少し緊張しましたが体が動き始めたころ体落としを掛け1本勝。続く2回戦は前年度（60才）の準優勝者五十嵐六段。組み手争いのとき容易ならぬ相手と思いましたが、思い切りよく低い姿勢で袖釣り込みをかけたところ1本勝ち。準決勝の相手は名古屋大学柔道部の二村師範です。医学部教授でもあり医師柔道大会9連覇の寝技の専門家でした。

二日間で7試合は少々疲れましたが、充実感一杯の心地よい疲れでした。昭和39年の、全日本学生選手権(68kg級)では2勝しましたが、現在でも同年代ではトップクラスであることが確認できたように思います。

今後も生涯スポーツとして柔道を続ける所存ですが、

2、3回戦はいずれも技有
勝で決勝に進みました。
決勝の相手は香川県警の柔
道師範鷹尾八段。90kgクラ
ス2連覇中の強敵です。
試合は体力の差との戦いで
した。左組みの強烈な引き
つけで私の腕の力が限界に
近づき痺れそうになつたと
き相手が小外掛けを掛けて
きた。
こちらも返し技で切り返し
たがほぼ同体。しかし相手
に技ありが宣告されその後
健闘するも敗戦。二日目も
健闘。優勝。

冒頭の内田支部長の挨拶では、長年にわたり上尾支部に多大なる貢献をされた相談役の斎藤保先生の逝去が報告され、先生を偲び黙祷が捧げられました。その後は恒例の自己紹介で親睦を深めたり、行政書士の今後についてなど話題で盛り上がりましたが、最後は秋山副支部長の音頭にて三本締めを行いましたが、それでも17名の会員の皆さんにお集まりいただきました。

恒例の忘年会

柔道界へのささやかな恩返しとして道場の後輩達に自分の技を惜しみなく伝え指導してゆきたいと思ひます。同時に精神面でも、「精力善用、自己共栄」、「礼に始まり、礼に終わる」などの心構えも重要なこととして伝えてゆくつもりです。

い、盛況のうちに無事終了できました。今回の忘年会では、新会員の先生方と支部会員との交流をつかむのが目的でした。残念ながらあまりお見えではありませんでした。今後の行事にて交流が深まることを期待しています。

			8月	漆間幸子先生
		【退会】	川田訓万先生	
11月	、	8月	高村龍介先生	
市川俊夫先生、	真下昭先生	10月	照井宏子先生	(08年7月以降)
齊藤保先生(已逝去)	若松謙維先生	12月	高橋実希先生	【入会】

2市1町

事業と暮らしの相談

合計46件

08年後半

行政書士試験監督に上尾支部から8名・お疲れ様でした

＊＊＊平成21年前半の活動予定＊＊＊

1月当初にはほぼ確定している活動予定は下記の表の通りです。奮ってご参加ください。なお、事業と暮らしの相談以外の行事については都度事務局より案内します。通知がない場合には事務局までお問い合わせください。(友光仁史)

1月	5日	新年の挨拶回り
	6日	事業と暮らしの相談(桶川市役所)
	15日	支部長・部長会議
	20日	事業と暮らしの相談(上尾市役所)
	21日	事業と暮らしの相談(伊奈町役場)
	21日	支部新年会
2月	2日	事業と暮らしの相談(桶川市役所)3,4月省略
	17日	事業と暮らしの相談(上尾市役所)3,4月省略
	18日	事業と暮らしの相談(伊奈町役場)3,4月省略
	20日	役員会
3月	28日	年度末レクレーション(同日に研修会を予定)
4月	6日	上尾駅街頭無料相談(正式に決定後案内の予定)
5月	15日	上尾支部総会(正式に決定後案内の予定)

20年度の試験監督員は、荒岡克巳・石倉富美子、木中尚・町田満・百瀬昌夫・秋山允宏および初登場の野木紘治・鈴木智士でした(敬称略)。(秋山允宏)

2市1町で毎月1回開催される「事業と暮らしの相談」の集計結果(平成20年7月から12月まで)をご報告いたします。

相続/遺言/贈与 28

成年後見関係 2件

農地関係 1件

交通事故

件 その他の 1件

成年後見関係 2件

内容証明関係 1件

農地関係 2件

関係 その他 1件

成年後見関係の中には、NPO法

人埼玉老後安心センターを紹介して相談者の困り事に

迅速適切に対応したことにより相談者から大変感謝された事例もありました。

なお、この集計は相談終了後に回収する相談シート

担当者には相談終了後に相談シートを必ず支部事務所へFAXして下さいます。

さらに充実させるためには、この「事業と暮らしの相談」の支部事業をさらに充実させます。

議題1	行政書士制度強調	開催日時 9月18日(木)	役員会の開催日及び議題を報告します。(鈴木紘治)
議題2	月間行事について	午後6時~9時	担当と役割分担決定
議題3	(上尾)について	上尾市文化センター	担当、役割分担、当日集合時間など決定
議題4	て	午後6時~9時	午後6時~9時
議題5	て	上尾市文化センター	上尾市文化センター
議題6	て	午後6時~9時	午後6時~9時
議題7	て	午後6時~9時	午後6時~9時
議題8	て	午後6時~9時	午後6時~9時

役員会報告

(星和彦)

会員皆さんの一層のご協力が必要です。事業に関する会員皆さんの意見、ご希望等をお聞かせ下さい(FAXまたはメールでお願いします)。

平成20年11月9日(日曜日)に行政書士試験が行なわれました。昨年に比べ受験者が総数が減少しましたが、埼玉県での受験者は増加しました。従来、埼玉の試験会場は、立正大学熊谷キャンパスだけでしたが、本年は

上尾支部は、立正大学熊谷キャンパスでの試験監督を担当しました。試験はトラブルもなく無事終了しました。ご多忙の中試験監督にご協力いたいた会員各位のお陰だと思います。

合格発表は1月26日のHPによりますと合格者の発表は1月26日です。

(日)の二日にわたり、上尾市民体育館にて開催された『あげお祭り』会場に、他の商工団体と並んで当上尾支部の無料相談コーナーを出展いたしました。(他に、関東信越税理士会上尾支部さんも、相談コーナーを出展されています。)この活動は、当支部独自のPR活動として故長島敬一先生が支部長の時代から、毎年参加を続けてきた恒例のイベントになります。また、相談とは別にアトランションブースとして射的場を併設しており、こちらの方も好評で、客足の途絶えることのない人気コーナーとなっています。



上尾支部のブース。看板に「相続・遺言・遺産分割」と掲載。右側は「射的場」。例年大人気で多数のお子さんが見えます。

に昭和26年2月22日行政書士法が公布されたことより、日本行政書士会連合会は平成19年度より2月22日を「行政書士記念日」と定め、「行政書士の自覚と誇りを促し、制度の普及を図る」目的を達成するのに相応しい日としています。

行政書士は、この日を行政書士制度の意義を再確認する契機としながら、更なる資質の向上

2月22日は行政書士記念日

に努め、一層の社会貢献に取り組むよう日本行政書士会連合会は呼びかけています。この日に合わせ様々なPRやイベント等を計画する県会もあるようです。各県会のイベントの開催状況は連合会のホームページで見ることが出来ます。埼玉会のHPには行政書士記念日のPRやイベントの情報は見当たりませんでした。改めて最新情報をご確認ください。

事情で急遽支部通
は12月中旬で、慌て
ました。しかも、定番
記事に加え、いろ
いろな立場で活躍中
の先生方の業務の取
り組みを特集しようと欲張つ
た企画をしました。
その結果年末年始の多忙な
ときに、定番記事と特集記
事の執筆を引き受けていた
だいたい先生方のご苦労は大
変だったと思います。
改めて御礼を申し上げます。
今回鈴木紘治先生の「柔道
奮戦記」の素晴らしい内容
を紹介できました。投稿有
難うございました。
なお、執筆者の記名がない
記事は、風間の文責によるも
のです。(風間昭彦)

編集後記

せんでした。一方の相談ブースにも、両日にまたがり相談が寄せられ、射的との間に間仕切りをしたこともあつて、落ち着いて相談が受けられた上です。（友光仁史）

上尾駅で街頭相談を実施

10月11日(土)、JR上尾駅東西通りでツキにて、無料街頭相談会を開催いたしました。この活動は、埼玉全県下で一斉に行われる行政書士制度強化月間のPR活動の一環で、県内ではほかにも浦和、川越、熊谷、越谷、久喜、朝霞などの会場でも同様に相談会が開催されています。

刻は朝10時、やや曇り気味の天候で、当初こそ相談者の出足は鈍かつたものの、正午過ぎからは次々に相談が寄せられ、相続、遺言、葬儀、借金、成年後見、労務、交通事故、土地の境界、離婚などまさに『街の法律家』がふさわしい多種多様にわたる相談がありました。

間前の午後3時ころにはすべて配りつくしてしまいました。
（なお、後日、このチラシを見た市民の方から、当支部の事務局宛に電話相談がありました。）早速の効果です。

回を重ねるごとに、漸進的ながら一定の効果を挙げて、今後とも継続的に行なうことが大切だとおもわれます。

（友光仁史）